

徳島県告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿南市那賀川町上福井南川渕二一九の二一、一一九の二四
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅